

～平均給与額算定書の記載方法について～

★設定

被災職員 基金太郎

被災年月日 令和2年8月3日

生年月日 昭和58年6月1日

治ゆ日 令和4年6月7日

○ 被災職員について

支部計算用		平均給与額算定書	
被災職員の氏名 及び生年月日	基金太郎 昭和58年6月1日 生	補償の種類	障害補償一時金

2号紙

【被災職員の氏名及び生年月日】 被災職員に関する情報を記載

【補償の種類】 障害補償一時金や休業補償、遺族年金などの請求する補償の種類を記載

1 平均給与額算定の内訳

被災日の属する月の前3か月を対象として作成します。

今回の例では被災日が令和2年8月3日のため、令和2年5月～7月が算定期間となります。

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前日の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	令和2年5月1日 から 令和2年5月31日 まで	令和2年6月1日 から 令和2年6月30日 まで	令和2年7月1日 から 令和2年7月31日 まで	計	備考	
総日数	31日	30日	31日	92日	・R2給与の遡及 改定なし ・通勤手当6か月 分49900円は令 和2年4月に支給 ・6/3の年休は通 院のため、その 他の年休は私用 での取得である 旨確認済み	
勤務した日数	21日	22日	23日	66日		
控除日数	0日	1日	0日	1日		
給 与	給料	261,657円	261,657円	261,657円		784,971円
	扶養手当	10,000円	10,000円	10,000円		30,000円
	地域手当	16,842円	16,842円	16,842円		50,526円
	住居手当	円	円	円		円
	通勤手当	8316 2/3 円	8316 2/3 円	8316 2/3 円		24950 円
	時間外勤務手当	50,130円	6,666円	6,666円		63,462円
		円	円	円		円
計	346,946円	303,482円	303,482円	953,909円		

【総日数】 各月の暦の日数

【勤務した日数】 各月の勤務日数を記入、週休日や週休日の振替日、欠勤は日数に含めません。
休日(祝日、年末年始の休日、代休日)や有給休暇は勤務した日数に含めず。

【控除日数】 負傷や疾病の療養により勤務できなかった日、産前産後休暇、育児休業、介護休暇等により勤務しなかった日
なお、育児短時間勤務及び部分休業の場合も取得した日を1日として計上します。
また、各月において、年休を取得している場合は、**控除日数に該当する休暇と同じ理由で年休を取得していた日がないか**を確認し、被災職員により申立てをさせるか、備考欄に記載してください。
なお、週休日等の勤務を要しない日であっても、控除日に該当する場合は控除日として計上してください。
(例)金曜日に続いて月曜日にも病気休暇を取得→控除日は土日も含めた4日となります。

【給与】 各月において支払われた給与を計上します。計上できる給与は次の給与に限ります。

※下線の給与は、一般的に計上されているものです。

給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当及びへき地手当(これに準ずる手当を含む)、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び総務省令で定める手当(第一項第一号の政令で定める者にあつてはこれらの給与に相当する給与、地方独立行政法人の職員にあつては総務省令で定める給与)

【備考】 この欄は、遡及改定の有無等の確認事項などを必要に応じて追記してください。

1 平均給与額算定の内訳 つづき

給与期間	令和2年5月1日 から 令和2年5月31日 まで	
総日数	31日	
勤務した日数	21日	
控除日数	0日	
給 与	給料	261,657円
	扶養手当	10,000円
	地域手当	16,842円
	住居手当	円
	通勤手当	8316 2/3円
	時間外勤務手当	50,130円
	計	346,946円

→遡及改定があった場合は、改定後の金額を計上

→遡及改定があった場合は、改定後の金額を計上

→1か月当たりの通勤手当の額を計上

→翌月以降に支給されることが一般的ですが、実際にその時間外勤務をした月に計上
その他にも、実績に応じて翌月以降に支給される手当については、実際に勤務した月の給与として計上

★通勤手当について

毎月月額支給と、6か月毎などの複数月分を一括で支給で計上方法が違います。

<月額> そのままの金額を各月に計上

<複数月分> 支給月された月の金額を月額に割り戻して各月に計上
記載例の場合は、6か月分として49,900円を支給されているため、
49,900円/6月→8316 2/3円 が計上されます。

※整数で割り切れない場合は、分数で計上します。

通勤手当が複数月分の場合は、支給されている額が何か月分なのかを備考欄に明記し、算定期間に該当する月の通勤手当が支給されている月の給与明細が必要になります。

【例】4月と10月に6か月分の通勤手当が支給されていた場合

今回の記載例では、算定期間中の通勤手当は、令和2年4月に支給されているため、当該月の給与明細を追加で添付し、備考欄に「通勤手当6か月分49,900円は令和2年4月に支給」と明記

A 法第2条第4項本文による金額【原則計算】 <必須>

必ず計算します。寒冷地手当は支給がなければ、0円となります。

(A) 法第2条第4項本文による金額		寒冷地手当
(給与総額)	(総日数)	〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕
953,909円	92	
÷		0円
=		円×5÷365=
10,368円57銭 (イ)		0円00銭 (ロ)
		(イ)+(ロ)=
		10,368円57銭

給与総額を総日数(歴日数)で除することに注意してください。

B 法第2条第4項ただし書きによる金額【最低保障計算】

1で時間外勤務手当等のような、勤務した実績により支給される給与がある場合に算定します。

勤務日数や時間に応じた実績給を受けている場合、実際に勤務した日数によって受ける給与の額が左右され、公正を欠くことがあるため、この計算を行います。

(B) 法第2条第4項ただし書きによる金額	
日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額	(勤務した日数)
63,462円	66
÷	×
	$\frac{60}{100}$
=	576円92銭 (ハ)
(その他の給与の総額)	(総日数)
890,447円	92
÷	=
	9,678円77銭 (ニ)
(イ)+(ハ)+(ニ)=	
10,255円69銭	

(ハ)は実績給に対する計算、(ニ)は実績給以外をAの方法で計算し、2つの計算結果を合計します。

※寒冷地手当がある場合は、Aで計算した(ロ)の計算結果も合計します。

C 法第2条第6項による金額【控除計算】

1で控除日に該当する日がある場合に算定します。

※控除日がある月が複数ある場合は、それぞれの月ごとに計算します。

病欠等で、算定期間中に減額等を受けている場合に、そのまま算定すると平均給与額が低くなり、公正を欠くことがあるため、この計算を行います。

(C) 法第2条第6項による金額(同条第4項本文計算)				
(寒冷地手当の額)	(控除日の属する月の給与の月額)	(その月の総日数)	(控除日数)	(減額された給与の額)
$\frac{0 \times 5}{365}$	296,816	30	1	
$\left[\frac{0 \times 5}{365} + 296,816 \div 30 \right] \times 1 -$				9,893円85銭 (ホ)
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額)				0円00銭 (ヘ)
				(ホ) + (ヘ) = 9,893円85銭 (ト)
(寒冷地手当の額)	(総日数)	(給与総額)	(ト)	
$\frac{0 \times 5}{365}$	92	953,909	9,893円85銭	
$\left[\frac{0 \times 5}{365} \times 92 \right] + 953,909 -$				10,373円79銭
(総日数)		(控除日数)		
92 日		1 日		

【控除日の属する月の給与の月額】 実績給を除いた給与の額

【減額された給与の額】 減額された給与がある場合その額(減額ない場合も0円で計算します)

【控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額】

控除日に該当する日に実績給となる給与が支給されている場合、その額を計上します。

C' 法第2条第6項による金額【控除計算】

1で控除日に該当する日がある場合に算定します。(Cと同じ)

※控除日がある月が複数ある場合は、それぞれの月ごとに計算します。

(C') 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算)				
(日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く))		(勤務した日数(控除日を除く))		
63,462 円		65		
		$\div \frac{60}{100} =$		
		585円80銭 (チ)		
(寒冷地手当の額)	(総日数)	(その他の給与の総額)	(ホ)	
$\frac{0 \times 5}{365}$	92	890,447	9,893円85銭	
$\left[\frac{0 \times 5}{365} \times 92 \right] + 890,447 -$				9,676円40銭 (リ)
(総日数)		(控除日数)		
92 日		1 日		
				(チ) + (リ) = 10,262円20銭

D 規則第3条第1項による金額【特例計算】

採用の日の属する月に災害を受けた場合等で算定します。

私病等による休職や、控除事由への該当、採用日の翌日から月末の間での被災等により、被災前3か月の算定期間中に給与の支払いはないが、被災月の給与の支給がある場合にこの計算をします。

(D) 規則第3条第1項による金額	
(給与総額)	(総日数)

【給与総額】 給与が支給されることになった日から災害発生日までに支払われた総給与総額とは、次の①～④の合計額

①その期間に支払われた月額で支給することとされている給与の額の合計

計算式: 月額支給することとされる給与の月額/その月の総日数-その月の勤務を要しない日数 × (その期間の総日数 - その期間の勤務を要しない日数)

②その期間における規則第3条第5項に規定する通勤手当の合計額

計算式: 通勤手当の月額相当分/その月の総日数-その月の勤務を要しない日数 × (その期間の総日数 - その期間の勤務を要しない日数)

③その期間の時間外勤務手当の額

④寒冷地手当の月額 × 5 ÷ 365 × その期間の総日数

【総日数】 次のア～ウの、該当するいずれかの日数

①給与を受けない期間が過去3か月の全日数にわたる場合

→その期間経過後初めて給与を受けるに至った日から災害発生の日までの期間

②控除日数が過去3か月間の全期間にわたる場合

→控除事由のやんだ日から災害発生の日までの期間

③採用の日の属する月に災害を受けた場合

→採用の日から災害発生の日までの期間

① 災害発生の日における基本的給与の月額 <必須>
 この後のE, G, Iの計算で使用するため、必ず算定します。

① 災害発生の日(令和2年8月3日)における基本的給与の月額

行政職	職給料表	2級	19号給
給料			261,657円
扶養手当			10,000円
地域手当			16,842円
特勤手当又は へき地勤務手当			円
計			288,499円

災害発生日の給与を給料表に基づき記載されている給与のみを計上します。遡及改定があった場合は、改定後の額

② 補償事由発生の日における基本的給与の月額 <必須>
 この後のF, H, Jの計算で使用するため必ず算定します。

② 補償事由発生の日(令和4年6月7日)における基本的給与の月額

行政職	職給料表	2級	23号給
給料			268,445円
扶養手当			10,000円
地域手当			17,263円
特勤手当又は へき地勤務手当			円
計			295,708円

補償事由の発生した日の給与を給料表に基づき記載されている給与のみを計上します。遡及改定があった場合は、改定後の額

★各補償における補償事由発生日とは

休業補償:療養のために勤務することができず、給与を受けない日

傷病補償年金:療養の開始後、1年6か月を経過した日以降において治ゆせず、かつ、傷病による障害の程度が傷病等級に該当することとなった日

障害補償:負傷又は疾病が治ゆし、障害等級に該当することになった日

遺族補償・葬祭補償:死亡した日

E 規則第3条第2項による金額【特例計算】

採用の日に災害を受けた場合に算定します。(算定期間中の給与がない場合)

①で算定した結果を利用して計算します。

①の給与は、現実に支払われるかどうかに関わらず、災害発生日に決定されている給与となります。

(E) 規則第3条第2項による金額

(基本的給与の月額①)

288,499

円

÷

30

=

9,616円63銭

F 規則第3条第3項による金額【比較計算】 <必須>

必ず計算します。

補償事由発生日の時点で、給与のベースアップ等により、災害発生日の給与との額に差が生じていないかを比較するために算定します。

②で算定した結果を利用して計算します。

(F) 規則第3条第3項による金額

(基本的給与の月額②)

295,708

円

÷

30

=

9,856円93銭

※各補償における「補償事由発生日」の考え方については、②の欄の説明を参照してください。

G 規則第3条第4項による金額【特例計算】

災害発生日の属する翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合に算定します。

決定済みの年金等の補償では、年度ごとに平均給与額の自動改定が行われることから、その制度との均衡を図るため、算定した平均給与額に、総務大臣が定めた率(スライド率)を乗じて計算します。

(G) 規則第3条第4項による金額				
災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)				
288,499	円	÷	30	= 9,616円63銭 (ア)
(ヌ)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額				
				(A) 10,368円57銭 (ハ)
(ル) 10,368円57銭	×	(総務大臣が定める率)		= 10,368円57銭
				1

【(ヌ)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)】 全て、災害発生日の給与を基準に計算した平均給与額

【総務大臣が定める率】 災害発生日の年度と補償事由日の年度の組み合わせで定められた率

この率については、基金担当者にお問い合わせください。

H 規則第3条第6項による金額【特例計算】

退職後に補償を行うべき事由が生じた場合に算定します。

退職時において占めていた職に引き続き在職したものととして、昇給を行わずに退職時の級号棒を固定し、補償を行うべき事由が生じた年度の給料表の給与で計算します。

補償事由発生日を採用日とみなして、Eの例で計算します。

I 規則第3条第6項による金額【特例計算】

退職後に補償を行うべき事由が生じた場合に算定します。

退職時において占めていた職に引き続き在職したものととして、昇給を行わずに退職時の級号棒を固定し、補償を行うべき事由が生じた年度の給料表の給与で計算します。

災害発生日を補償事由発生日とみなして、Gの例で計算します。

規則第3条第6項による金額	(H) 退職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)				
	295,708	円	÷	30	= 9,856円93銭
	(I) 退職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額				
	災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)				
	288,499	円	÷	30	= 9,616円63銭 (フ)
	(フ)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額				
					(C) 10,373円79銭 (ク)
	(ケ) 10,373円79銭	×	(総務大臣が定める率)		= 10,373円79銭
					1
	(Q) (H) (I)以外の金額				
円 銭					

<退職時の給与の考え方について>

令和元年12月の被災後に退職(退職時:行政職2級23号給)し、令和4年6月に治ゆ・退職時の行政職2級23号給の給与が、260,000円であったとして、令和3年度に400円の増額改定があり、令和4年度は改定無しの場合
令和4年度の行政職2級23号給の給与は、260,400円
地域手当も同様に、この給与の額をベースに算定します。

K 規則第3条第7項による算定

年金以外の補償の場合に算定します。

これまで計算した平均給与額の最低保障額として、総務省告示により定められています。

補償事由発生日の属する年度の額を用います。

この欄については、基金担当者にお問い合わせください。

(K) 規則第3条第7項による金額	3,970 円
-------------------	---------

L 法第2条第11項又は第13項による算定

年金に該当する補償の場合に算定します。

補償事由発生日の属する年度の4月1日の被災職員の年齢により決められています。

これまで計算した平均給与の額が、最高限度額を超える場合は最高限度額が、最低限度額に満たない場合は、最低限度額が平均給与額となります。

この欄については、基金担当者にお問い合わせください。

(L) 法第2条第11項又は第13項による金額	
法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢	
最高限度額	最低限度額
17,163 円	6,577 円
昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用	
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

2 平均給与額

これまでに算定したA~Iまでの平均給与額の中で、最も金額が高く、かつ、K~Lの額の範囲内の金額を平均給与額とします。

今回の記載例では、Cの平均給与額が最高額となり、端数処理をして10,374円となります。

2 平均給与額	10,374 円	(C) による金額
---------	----------	-----------

★平均給与額の端数処理(法第2条第8項)

平均給与額に1円未満の端数が生じた時は、これを1円に切り上げた額を平均給与額とする。

なお、平均給与額の自動改定の計算以外は、計算途中において端数処理は行わない。

→2で平均給与額を決定する際に、端数処理を行います。

所属長証明欄

計算内容に誤りがないかを確認し、最後に証明欄に記入をしてください。

提出の際は、根拠資料となる給与明細等を添付して提出してください。

* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

所在地

所属部局の名称

長の職・氏名

以上で、平均給与額算定書の作成終了です。